

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年1月6日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	○ 知事	● 市区町村長等
2. 都道府県名	岐阜県	
3. 市区町村名	海津市	
4. 届出番号	5	
5. 独自利用事務の事例番号	116-3-1(2)	
6. 独自利用事務の対象者	利用者負担金減免申請者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和4年3月22日	
8. 保護評価の実施の有無	1:有	▼
9. 評価書番号	28	
10. 保護評価書の名称	保育所における保育の実施及び子どものための保育・保育給付の支給に関する事務	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.city.kaizu.lg.jp/shisei/0000000434.html	
12. 委任関係		▼

執行機関名 海津市長

知事等(教育委員会)が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	海津市留守家庭児童教室条例施行規則(令和4年海津市規則第18号)の規定による利用者負担金の減免に関する事務
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び(1)		海津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第3の項 海津市留守家庭児童教室条例施行規則(令和4年海津市規則第18

<p>ご記入の事項の右側及び下の該当部分</p>		<p>海津市留守家庭児童教室条例施行規則(令和4年海津市規則第18号)の規定による利用者負担金の減免に関する事務</p>
<p>⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所</p>	<p>子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)第1条</p>	<p>海津市留守家庭児童教室条例(平成26年海津市条例第42号)第1条</p>
<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人が健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため、海津市留守家庭児童教室(以下「教室」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>海津市留守家庭児童教室条例施行規則(令和4年海津市規則第18号)</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2の2 項 1 号	海津市留守家庭児童教室条例施行規則 第10条第3項
②事務の内容	子ども・子育て支援法第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事務	留守家庭児童教室の利用者負担金の減免に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2の2 項 1 号 ロ	海津市留守家庭児童教室条例施行規則 第10条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2の2 項 1 号 ハ	海津市留守家庭児童教室条例施行規則 第10条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2の2 項 1 号 リ	海津市留守家庭児童教室条例施行規則 第10条第1項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

備考	
----	--